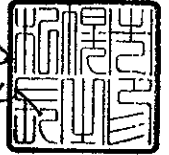


札幌市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 11 日

札幌市長

秋 元 克 彦



札幌市条例第 76 号

札幌市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例

札幌市健康づくりセンター条例（昭和 6 2 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 附則第 2 項中「390 円」を「430 円」に、「1, 950 円」を「2, 150 円」に改める。
- (2) 別表中「390 円」を「430 円」に、「1, 950 円」を「2, 150 円」に、「200 円」を「220 円」に、「1, 000 円」を「1, 100 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第 2 項（回数券 6 枚つづり（以下「回数券」という。）の使用料に係る部分を除く。）及び別表（回数券の使用料に係る部分を除く。）の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に発行された回数券は、施行日以後においても使用することができる。